

八幡平市社会福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人設立認可申請書)

第2条 省令第2条第1項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）とする。

(設立登記の届出)

第3条 社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法第28条第1項の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届（様式第2号）に当該登記に係る登記事項証明書及び法務局に届け出た法人の印鑑登録証明書を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(財産移転の完了の報告)

第4条 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の報告書には、設立当初の財産目録及び法務局、銀行等の財産の移転を証する書類を添付しなければならない。

(設立の認可等)

第5条 市長は、法第32条の規定により認可をしたときは社会福祉法人設立認可書（様式第4号）を申請した者に交付し、認可をしないときは社会福祉法人設立不認可通知書（様式第5号）により申請した者に通知するものとする。

(役員異動の届出)

第6条 法人は、その役員が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく社会福祉法人役員異動届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出が代表権を有する理事の就任に係るものにあつては変更の登記後の登記事項証明書を、新たな役員の就任に係るものにあつてはその者の就任承諾書及び履歴書を添付しなければならない。

(社会福祉法人定款変更認可申請書等)

第7条 省令第3条第1項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第7号）とする。

2 市長は、法第43条第2項において準用する法第32条の規定により定款の変更の認可をしたときは社会福祉法人定款変更認可書（様式第8号）を申請した者に交付し、認可をしないときは社会福祉法人定款変更不認可通知書（様式第9号）により申請した者に通知するものとする。

3 定款の変更の認可を受けた法人は、定款の変更の登記をしたときは、社会福祉法人変更登記完了届（様式第10号）に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（社会福祉法人定款変更届）

第8条 省令第4条第2項の規定により準用される省令第3条第1項の届出書は、社会福祉法人定款変更届（様式第11号）とする。

2 前項の届出には、法及び省令の規定による書類のほか、事務所の所在地の変更にあっては変更後の事務所の所有又は使用の権原を証する書類を、資産に関する事項の変更にあっては増加した基本財産の帰属を証する書類を添付しなければならない。

（基本財産の処分等の申請等）

第9条 基本財産を処分することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとする法人は、社会福祉法人基本財産処分承認申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款に定める手続を経たことを証する書類
- (2) 財産目録
- (3) 処分する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
- (4) 処分によって得る資産の用途を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 基本財産を担保に供することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとする法人は、社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款に定める手続を経たことを証する書類
- (2) 財産目録
- (3) 担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
- (4) 償還財源として寄附を予定している場合は、法人と寄附者の間の贈与契約書の写し
- (5) 担保提供の原因となった借入金等の用途を明らかにする書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、基本財産を

処分すること又は担保に供することを適当と認めたときは社会福祉法人基本財産処分・担保提供承認通知書（様式第14号）により、不適当と認めたときは社会福祉法人基本財産処分・担保提供不承認通知書（様式第15号）により申請をした者に通知するものとする。

（備えておくべき書類、帳簿等）

第10条 法人は、その主たる事務所に、法第44条第4項に規定する書類及び書面のほか、次に掲げる書類、帳簿等を備えておかなければならない。この場合において、定款及び役員の名簿は、同項の規定に準じて閲覧に供しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 設立、定款の変更の認可等に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 役員の名簿、就任承諾書、履歴書その他役員に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産及び負債の状況を示す書類
- (8) 官公署との往復書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（仮理事選任の請求）

第11条 法第39条の3の規定により仮理事の選任を請求しようとする利害関係人は、社会福祉法人仮理事選任請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 当該利害関係人と法人との関係を明らかにする書類
- (3) 仮理事として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、仮理事の選任を適当と認めたときは社会福祉法人仮理事選任書（様式第17号）を請求した利害関係人及び当該法人に交付するとともに、その旨を公表し、不適当と認めたときは社会福祉法人仮理事不選任通知書（様式第18号）により請求をした利害関係人に通知するものとする。

（特別代理人選任の請求）

第12条 前条の規定は、法第39条の4の規定により特別代理人の選任を請求しようとする場合に準用する。この場合において、前条中「仮理事」とあるのは「特別代理人」と、「社会福祉法人仮理事選任請求書（様式第16号）」とあるのは「社会福祉法

人特別代理人選任請求書（様式第19号）」と、「社会福祉法人仮理事選任書（様式第17号）」とあるのは「社会福祉法人特別代理人選任書（様式第20号）」と、「社会福祉法人仮理事不選任通知書（様式第18号）」とあるのは「社会福祉法人特別代理人不選任通知書（様式第21号）」と読み替えるものとする。

（社会福祉法人解散認可等申請書等）

第13条 省令第5条第1項の申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（様式第22号）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、法人の解散の認可又は認定をしたときは社会福祉法人解散認可（認定）書（様式第23号）を申請した者に交付し、認可又は認定をしないときは社会福祉法人解散不認可（不認定）通知書（様式第24号）により申請をした者に通知するものとする。

3 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就任の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届（様式第25号）にこれらの登記後の登記事項証明書を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（社会福祉法人解散届等）

第14条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（様式第26号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 定款に定める手続を経たことを証する書類
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 残余財産及びその処分方法に関する書類
- (4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類
- (5) 負債関係及び負債処理の方法に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出をした清算人が解散の登記及び清算人の就任の登記をした場合に準用する。

（社会福祉法人合併認可申請書等）

第15条 省令第6条第1項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併）（様式第27号）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併）（様式第28号）とする。

2 市長は、法第49条第3項において準用する法第32条の規定により合併の認可をしたときは社会福祉法人合併認可書（様式第29号）を申請した者に交付し、認可をしないときは社会福祉法人合併不認可通知書（様式第30号）により申請した者に通知するものとする。

3 合併の認可を受けた法人のうち、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、設立、変更、解散又は合併の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届（

様式第31号) にこれらの登記後の登記事項証明書を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(清算人の就職の届出)

第16条 法第46条の7の規定による清算中に就職した清算人の届出は、社会福祉法人清算人就職届(様式第32号)に当該登記後の登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(清算終了の届出)

第17条 法第47条の3の規定による清算の終了の届出は、社会福祉法人清算終了届(様式第33号)に当該登記後の登記事項証明書及び清算書を添えて行わなければならない。

(社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査)

第18条 市長は、法第56条第1項の規定に基づき、所管する法人に対し、毎年度、定期又は随時に別に定めるところにより、その業務及び財産の状況を検査するものとする。

(社会福祉法人現況報告書)

第19条 省令第9条第2項の現況報告書は、社会福祉法人現況報告書(様式第34号)とする。

2 前項の報告書には、省令第9条第3項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 報告の日の属する会計年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前会計年度の末日現在の財産目録
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第20条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

社会福祉法人設立認可申請書		
設立代表者	住所	
	氏名	㊟
申請年月日	年 月 日	
社会福祉法人設立の趣意		
主たる事務所の所在地		
ふりがな 社会福祉法人の名称		
事業の種類	社会福祉事業	第1種
		第2種
	公益事業	
	収益事業	

(裏面)

資産	純額 ⑤-⑥		内訳							
			社会福祉事業用財産		③	④	⑤積極財産	⑥負債		
	①基本財産	②運用財産	公益事業 用財産	収益事業 用財産	①+②+③+ ④	円				
円	円	円	円	円	円	円				
役員 と な る べ き 者	理事 幹事 の別	氏名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等(該当に○)				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有無	法人名
評議員会の有無					評議員の定数					

備考

- 1 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第2号（第3条関係）

社会福祉法人設立登記完了届

年 月 日

八幡平市長

様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊟

当社会福祉法人の設立登記が完了しましたので、八幡平市社会福祉法施行細則第3条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

設 立 認 可 年 月 日	年 月 日
設立認可書到達年月日	年 月 日
登 記 完 了 年 月 日	年 月 日
添付した関係書類	(1) 登記に係る登記事項証明書 (2) 登記所に届け出た社会福祉法人の印鑑登録証明書
備 考	



様式第3号（第4条関係）

社会福祉法人財産移転完了報告書

年 月 日

八幡平市長 様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊦

当社会福祉法人の設立認可申請の際に当該申請書に添付した財産目録記載の財産の所有権移転が完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項及び八幡平市社会福祉法施行細則第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

設立認可年月日	年 月 日	
設立登記完了年月日	年 月 日	
移転完了所有財産	財産の区分	移転完了年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
添付した関係書類	(1) 設立当初の財産目録 (2) 登記所、銀行等の財産の移転を証する書類	
備 考		

様式第4号（第5条関係）

八幡平市指令 第 号

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人設立認可書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る社会福祉法人設立

認可申請については、社会福祉法第32条の規定により、認可します。

年 月 日

八幡平市長



(申請者の住所)

(申請者氏名)

社会福祉法人設立不認可通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る社会福祉法人設立  
認可申請については、社会福祉法第32条の規定に基づき審査しましたが、次の理由により  
認可しません。

年 月 日

八幡平市長

印

認可しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。

社会福祉法人役員異動届

年 月 日

八幡平市長 様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊞

当社会福祉法人の役員に次のとおり変更がありましたので、八幡平市社会福祉法施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 就任した役員

氏名	職名	新任・再任の別	就任年月日	任期満了年月日
			年 月 日	年 月 日

備考 添付する関係書類は、就任した役員就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書（代表権を有する理事の就任に係るものにあつてはこれらの書類のほかはこの登記後の登記事項証明書）です。

2 退任した役員

氏名	職名	就任年月日	任期満了年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

様式第7号（第7条関係）

（表面）

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 社会福祉法人の名称		
	代表者の職及び氏名	㊟	
申請年月日	年 月 日		
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

備考

- 1 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人定款変更認可書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る定款変更認可につ

いては、社会福祉法第43条第2項において準用する同法第32条の規定により、認可します。

年 月 日

八幡平市長 印

様式第9号（第7条関係）

社会福祉法人定款変更不認可通知書

八幡平市指令 第 号

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

社会福祉法人定款変更不認可通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る定款変更認可につ  
いては、社会福祉法第43条第2項において準用する同法第32条の規定に基づき審査しまし  
たが、次の理由により認可しません。

年 月 日

八幡平市長

印

認可しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。



様式第10号（第7条関係）

社会福祉法人変更登記完了届

年 月 日

八幡平市長

様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊟

当社会福祉法人の定款の変更認可に伴い、次のとおり変更登記をしたので、八幡平市社会福祉法施行細則第7条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

定款変更認可年月日	年 月 日
定款変更認可書到達年月日	年 月 日
登記完了年月日	年 月 日
変更登記した事項	
添付した関係書類	登記後の登記事項証明書
備 考	

様式第11号（第8条関係）

社会福祉法人定款変更届

年 月 日

八幡平市長 様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊦

当社会福祉法人は、次のとおり定款の変更をしたので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第3項及び八幡平市社会福祉法施行細則第8条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の理由及び内容			
添付する関係文書	(1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類 (2) 変更後の定款 (3) 事務所の所在地の変更にあつては、変更後の事務所の所有又は使用の権原を証する書類 (4) 基本財産の増加の変更にあつては、増加した基本財産の帰属を証する書類		

様式第12号（第9条関係）

社会福祉法人基本財産処分承認申請書	
申請者	主たる事務所の所在地
	ふりがな 社会福祉法人の名称
	代表者の職及び氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を処分する理由	
処分物件	

備考

- 1 基本財産処分の内容欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。
- 2 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
  - (4) 処分によって得た資産の用途を明らかにする書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 5 記名押印に代えて署名することができる。

様式第13号（第9条関係）

社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書	
申請者	主たる事務所の所在地
	ふりがな 社会福祉法人の名称
	代表者の職及び氏名
申請年月日	
資金の借入れ理由	
借入金で行う事業の概要	
資金計画	
担保提供に係る借入金	借入先
	借入金額
	借入期間
	借入利息
	償還方法
	償還計画
担保物件	

備考

- 1 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 2 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。  
なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 3 この申請書には、次の書類を添附すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
  - (4) 償還財源として寄附を予定している場合は、法人と寄附者の間の贈与契約書の写し
  - (5) 担保提供の原因となった借入金等の用途を明らかにする書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。ただし、厚生大臣が、所轄庁である法人の場合には、副本については2通とすること。
- 5 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書を作成すること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

八 第 号  
年 月 日

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

八幡平市長

印

社会福祉法人基本財産処分・担保提供承認通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る基本財産処分（担保提供）承認申請については、社会福祉法など関係法令の規定により承認するので通知します。ただし、次の条件を承認の条件として付すものとします。

承認する条件

1

2

八地福 第 号  
年 月 日

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

八幡平市長

印

社会福祉法人基本財産処分・担保提供不承認通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る基本財産処分（担保提供）承認申請については、社会福祉法など関係法令の規定に基づき審査しましたが、次の理由により承認しないので通知します。

承認しない理由

- 1
- 2

社会福祉法人仮理事選任請求書

年 月 日

八幡平市長 様

(請求者の住所)

(請求者氏名)



次の社会福祉法人について、社会福祉法第39条の3の規定に基づき、次のとおり仮理事の選任を請求します。

対象社会福祉法人	所在地	
	名称	
仮理事選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
仮理事選任請求対象者	氏名	住所
添付した関係書類		(1) 法人の登記事項証明書 (2) 請求人と法人との関係を明らかにする書類 (3) 仮理事として選任を請求される者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書 (4) その他市長が必要と認める書類

（請求者の住所）

（請求者氏名）

社会福祉法人仮理事選任書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る仮理事選任請求申

請については、社会福祉法第39条の3の規定により、次のとおり選任しました。

年 月 日

八幡平市長 印

選任した仮理事

（仮理事の氏名 仮理事の住所）

（仮理事の氏名 仮理事の住所）

（仮理事の氏名 仮理事の住所）

（仮理事の氏名 仮理事の住所）



八幡平市指令 第 号

（申請者の住所）

（申請者氏名）

社会福祉法人仮理事不選任通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る仮理事選任請求申請については、社会福祉法第39条の3の規定に基づき審査しましたが、次の理由により選任しません。

年 月 日

八幡平市長

印

選任しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。

社会福祉法人特別代理人選任請求書

年 月 日

八幡平市長 様

(請求者の住所)

(請求者氏名)



次の社会福祉法人について、社会福祉法第39条の4の規定に基づき、次のとおり特別代理人の選任を請求します。

対象社会福祉法人	所在地	
	名称	
特別代理人選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
特別代理人選任請求対象者	氏名	住所
添付した関係書類		(1) 法人の登記事項証明書 (2) 請求人と法人との関係を明らかにする書類 (3) 特別代理人として選任を請求される者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第20号（第12条関係）

八幡平市指令 第 号

（請求者の住所）

（請求者氏名）

社会福祉法人特別代理人選任書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る特別代理人選任請

求申請については、社会福祉法第39条の4の規定により、次のとおり選任しました。

年 月 日

八幡平市長 印

選任した特別代理人

（特別代理人の住所）

（特別代理人の氏名）

八幡平市指令 第 号

（申請者の住所）

（申請者氏名）

社会福祉法人特別代理人不選任通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る特別代理人選任請求申請については、社会福祉法第39条の4の規定に基づき審査しましたが、次の理由により選任しません。

年 月 日

八幡平市長

印

選任しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。

様式第22号（第13条関係）

社会福祉法人解散認可（認定）申請書							
申請者	主たる事務所の所在地						
	ふりがな 法人の名称						
	代表者の氏名	⑩					
申請年月日							
解散する理由							
資産	純額 ⑤－⑥	内訳					
		社会福祉事業用財産		③	④	⑤積極財産	⑥負債
	①基本財産	②運用財産	公益事業用財産	収益事業用財産	①+②+③+④		
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産処分方法							

備考

- この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。
- 記名押印に代えて署名することができる。

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人解散認可（認定）書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る解散の認可（認

定）の申請については、社会福祉法第46条第2項の規定による解散の認可（認定）をしま  
した。

年 月 日

八幡平市長 印

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人解散不認可（不認定）通知書

年 月 日付け社会福祉法人 に係る解散の認可（認定）の申請については、社会福祉法第46条第2項の規定に基づく審査をしましたが、次の理由により認可（認定）しません。

年 月 日

八幡平市長

印

認可（認定）しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。

様式第25号（第13条関係）

社会福祉法人解散登記等完了届

年 月 日

八幡平市長

様

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（清算人の氏名）

㊟

当社会福祉法人の解散に伴い、解散及び清算人の登記が完了したので、八幡平市社会福祉法施行細則第13条第3項（第14条第2項で準用する第13条第3項）の規定により、これらの登記後の登記事項証明書を添えて届け出ます。



社会福祉法人解散届

年 月 日

八幡平市長 様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(清算人の氏名) ㊦

当社会福祉法人を解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

解散の申請年月日		年 月 日					
解散する理由							
資 産	純 額 ⑤－⑥	内 容					
		社会福祉事業用財産		③	④	⑤積極財産	⑥負 債
	①	②	公益事業 用財産	収益事業 用財産	①+②+③+ ④		
	基本財産	運用財産					
	円	円	円	円	円	円	円
清 算 人	氏名	住所				電話番号	
添付した関係書類		(1) 定款に定める手続を経たことを証する書類 (2) 財産目録及び貸借対照表 (3) 残余財産及びその処分方法に関する書類 (4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類 (5) 負債関係及び負債処理の方法に関する書類 (6) その他市長が必要と認める書類					

（表面）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併）			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
申請年月日			
合併する理由			
ふりがな 合併により消滅する法人の 名称			
合併後 存続する 法人	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	事業の 種類	社会福祉 事業	第1種
			第2種
		公益事業	
	収益事業		

(裏面)

合併後 存続する法人		役員		内訳								
				純額 ⑤-⑥		社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 積極財産 ①+②+ ③+④	⑥負債	
				① 基本財産	② 運用財産							
				円	円	円	円	円	円	円	円	
理事 幹事 の別	氏名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等(該当に○)				他の社会福祉 法人の代表者 への就任状況				
				学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有無	法人名			
引き 続き 役員 となる 者												
新た に役 員と なる 者												
評議員会の有無						評議員の定数						

備考

- この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第3号まで及び第4号イからハマまでに掲げる書類を添付すること。
- 記名押印に代えて署名することができる。

（表面）

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併）				
申請者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな			
	名 称			
	代 表 者 の 氏 名		㊟	
	設立事務共同執行者	住所		
		氏名	㊟	
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな			
法 人 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名		㊟		
設立事務共同執行者	住所			
	氏名	㊟		
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
ふりがな 合併により消滅する法人の 名称				
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな			
	名 称			
	事業の種類	社会福祉 事業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
収 益 事 業				

(裏面)

資産	内訳										
	純額 ⑤-⑥		社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 積極財産 ①+②+ ③+④	⑥負債			
			① 基本財産	② 運用財産							
円	円	円	円	円	円	円	円	円			
合併により 設立する法人	役員となるべき者	理事 幹事の別	氏名	代表 権の有無	親族等 の特殊 関係人の 有無	役員の資格等(該当に○)				他の社会福祉法 人の代表者への 就任状況	
						学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他		
評議員会の有無							評議員の定数				

備考

- この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第3号まで及び第4号イからハマまでに掲げる書類を添付すること。
- 記名押印に代えて署名することができる。

（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人合併認可書

年 月 日付け社会福祉法人 及び社会福祉法人に係る

社会福祉法人合併認可申請については、社会福祉法第49条第3項において準用する同法第32条の規定により、認可します。

年 月 日

八幡平市長



（社会福祉法人の所在地）

（社会福祉法人の名称）

（社会福祉法人の代表者の職及び氏名）

社会福祉法人合併不認可通知書

年 月 日付け社会福祉法人 及び社会福祉法人に係る  
社会福祉法人合併認可申請については、社会福祉法第49条第3項において準用する同法第  
32条の規定に基づき審査しましたが、次の理由により認可しません。

年 月 日

八幡平市長

印

認可しない理由

- 1
- 2

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に八幡平市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として提起することができます。

社会福祉法人合併完了届

年 月 日

八幡平市長 様

(合併後の社会福祉法人の所在地)

(合併後の社会福祉法人の名称)

(合併後の社会福祉法人の代表者の職及び氏名)

㊟

当社会福祉法人に係る合併が完了したので、八幡平市社会福祉法施行細則第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

合併認可年月日		年 月 日		
合併認可書到達年月日		年 月 日		
合併認可書到達後の 手続	合併社会福祉法人名	社会福祉法第50条第2項に規定する公告年月日	社会福祉法第50条第2項に規定する催告年月日及び件数	異議を述べた債権者の有無
		年 月 日	年 月 日 件	
		年 月 日	年 月 日 件	
異議を述べた債権者があった場合の 処理	異議を述べた債権者数		人	
	異議を述べた債権者に係る債務総額		円	
	社会福祉法第51条第2項に規定する処理の内容			
添付した関係書類	当社会福祉法人に係る合併の登記後の登記事項証明書			



社会福祉法人清算人就職届

年 月 日

八幡平市長 様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(清算人の氏名)

㊟

当社会福祉法人は、次のとおり清算人の異動があり、新たな清算人の就任の登記を完了しましたので、社会福祉法第46条の7の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

区分	氏名	住所	電話	就退任年月日
新清算人				年 月 日
旧清算人				年 月 日
添付した関係書類	新たな清算人の就任の登記後の登記事項証明書			

様式第33号（第17条関係）

社会福祉法人清算終了届

年 月 日

八幡平市長

様

(社会福祉法人の所在地)

(社会福祉法人の名称)

(清算人の氏名)

⑩

年 月 日付けをもって解散した当社会福祉法人の精算は、年  
月 日に終了したので、社会福祉法第47条の3の規定により、当該解散に係る登記後  
の登記事項証明書及び清算書を添えて届け出ます。

(1面)

社会福祉法人現況報告書 ( 年4月1日現在)

報告者	主たる事務所の所在地									備考	
	ふりがな										
	名称	(電話)									
代表者	氏名	就任年月日	年齢	住所		職業					
	印										
設立認可年月日					設立登記年月日						
事業	社会福祉事業	種類及び名称	所在地		事業開始年月日		定員				
		第1種									
	第2種										
	事業の概要				事業開始年月日						
	公益事業										
	収益事業										
その他											
理事・監事	定数	理事	( )		監事	( )					
	役職	氏名	現就任年月日	年齢	職業	親族等特別関係の有無	役員の資格等(該当に○)				理事会への出席回数
							学識経験者	地域福祉関係	施設長	その他	
評議員	定数	( )									
	役職	氏名	現就任年月日	年齢	職業	親族等特別関係の有無	役員の資格等(該当に○)				理事会への出席回数
							学識経験者	地域福祉関係	地域代表	施設長	

(2面)

施設長	施設名		氏名	就任年月日	年齢	法令等に定める資格の有無					
	開催年月日	出席者数	決議事項								
理事会											
評議員会											
不動産の所有状況 — 年3月31日現在— —	所在地			面積	評価額 (千円)	担保提供状況				基本財産については所轄庁の承認の有無	
						提供年月日	借入額 (千円)	借入先	償還期限		
	土地	基本財産									
		運用財産									
		公益事業財産									
		収益事業財産									
	建物	基本財産									
		運用財産									
		公益事業財産									
		収益事業財産									

年 月 日

年度の主な事業報告

社会福祉法人

社会福祉事業

公益事業

収益事業

(4面)

財 産 目 録

年 月 日現在

資産・負債の内訳		金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	現金手許有高	
普通預金	銀行 支店	
未収金	月分保険料	
	流動資産合計	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
建物	所在 家屋番号 種類	
土地	所在地番 地目	
定期預金	銀行 支店	
	基本財産合計	
(2) その他の固定資産		
車両運搬具	車両No.※※※※	
特定預金	銀行 支店	
	その他の固定資産合計	
	固定資産合計	
	資産合計	
II 負債の部		
1 流動負債		
短期運営資金借入金	銀行 支店	
未払金	月分光熱水費	
預り金	月分源泉所得税	
	流動負債合計	
2 固定負債		
設備資金借入金		
	固定負債合計	
	負債合計	
	差引純資産	

(5面-1)

貸借対照表 (社会福祉事業)

年 月 日現在

(単位：千円)

	資産の部		負債の部	
		決算額		決算額
決 算 の 状 況	流動資産		流動負債	
	固定資産		固定負債	
	基本財産			
	その他の固定資産		負債の部合計	
			<b>純資産の部</b>	
			基本金	
			国庫補助金等特別積立金	
			その他の積立金	
			次期繰越活動収支差額	
		純資産の部合計		
	資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(5面-2)

貸借対照表 (公益事業)

年 月 日現在

(単位：千円)

	資産の部		負債の部	
		決算額		決算額
決 算 の 状 況	流動資産		流動負債	
	固定資産		固定負債	
	基本財産			
	その他の固定資産		負債の部合計	
			<b>純資産の部</b>	
			基本金	
			国庫補助金等特別積立金	
			その他の積立金	
			次期繰越活動収支差額	
		純資産の部合計		
	資産の部合計		負債及び純資産の部合計	



貸借対照表及び収支計算書(収益事業)

(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

(単位: 千円)

	貸借対照表		収支計算書	
	借方	貸方	借方	貸方
決算 の 状 況	流動資産	流動負債	事務費支出	事業収入
			事業費支出	繰入金収入
			繰入金支出	雑収入
	固定資産	引当金	積立金繰入	引当金戻入
		事業用財産 基金	当期繰越金	積立金戻入
		繰越金		
	計	計	計	

資金収支計算書(社会福祉事業) (自) 年 月 日 (至) 年 月 日  
(単位:千円)

資金収支計算書									
勘定科目			決算額	本部	施設	施設	施設	事業	事業
決算 の 状 況	經常活動 による 収支	収入	介護保険料収入						
			利用料収入						
			措置費収入						
			運営費収入						
			私的契約利用料収入						
			事業収入						
			經常経費補助金収入						
			寄附金収入						
			雑収入						
			借入金利息補助金収入						
			受取利息配当金収入						
			会計単位間繰入金収入						
			経理区分間繰入金収入						
			經常収入計 (1)						
支出	人件費支出								
	事務費支出								
	事業費支出								
	借入金利息支出								
	経理区分間繰入金支出								
經常支出計 (2)									
經常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)									
施設 整備等 による 収支	収入	施設整備等補助金収入							
		施設整備等寄附金収入							
		固定資産売却収入							
	施設整備等収入計 (4)								
	支出	固定資産取得支出							
元入金支出									
施設整備等支出計 (5)									
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)									
財務活動 による 収支	収入	借入金収入							
		投資有価証券売却収入							
		借入金元金償還補助金収入							
		積立預金取崩収入							
		その他の収入							
	財務収入計 (7)								
	支出	借入金元金償還金支出							
		投資有価証券売却支出							
		積立預金積立支出							
		その他の支出							
流動資産評価減等による資金減少額等									
財務支出計 (8)									
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)									
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)									
前期末支払資金残高 (11)									
当期末支払資金残高 (10)+(11)									

事業活動収支計算書									
勘定科目			決算額	本部	施設	施設	施設	事業	事業
事業活動収支の部	収入	介護保険料収入							
		利用料収入							
		措置費収入							
		運営費収入							
		私的契約利用料収入							
		事業収入							
		経常経費補助金収入							
		寄附金収入							
		雑収入							
		借入金元金償還補助金							
引当金戻入									
国庫補助金等特別積立金取崩額									
事業活動収入計 (1)									
事業活動収支の部	支出	人件費支出							
		事務費支出							
		事業費支出							
		減価償却費							
		徴収不能額							
引当金繰入									
事業活動支出計 (2)									
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)									
事業活動外収支の部	収入	収入借入金利息補助金							
		受取利息配当金収入							
		会計単位間繰入金収入							
		経理区分間繰入金収入							
		投資有価証券売却益(売却収入)							
	有価証券売却益(売却収入)								
	事業活動外収入計 (4)								
	支出	借入金利息支出							
		経理区分間繰入金支出							
		投資有価証券売却損(売却原価)							
有価証券売却損(売却原価)									
資産評価損									
事業活動外支出計 (5)									
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)									
経常収支差額 (7)=(3)+(6)									
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入							
		施設整備等寄附金収入							
		固定資産売却益(売却収入)							
		国庫補助金等特別積立金取崩額							
	特別収入計 (8)								
支出	基本金組入額								
	固定資産売却損・処分損(売却原価)								
国庫補助金等特別積立金積立額									
特別支出計 (9)									
特別収支差額 (10)=(8)-(9)									
当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)									
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額 (12)								
	当期末繰越活動収支差額								
	(13)=(11)+(12)								
	基本金取崩額 (14)								
	基本金組入額 (15)								
その他の積立金取崩額 (16)									
その他の積立金積立額 (17)									
次期繰越活動収支差額									
(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)									

資金収支計算書(公益事業) (自) 年 月 日 (至) 年 月 日  
(単位:千円)

資金収支計算書									
勘定科目			決算額	本部	施設	施設	施設	事業	事業
決算 の 状 況	經常活動による収支	収入	介護保険料収入						
			利用料収入						
			運営費収入						
			私的契約利用料収入						
			事業収入						
			經常経費補助金収入						
			寄附金収入						
			雑収入						
			借入金利息補助金収入						
			受取利息配当金収入						
			会計単位間繰入金収入						
	経理区分間繰入金収入								
	經常収入計 (1)								
	支出	人件費支出							
事務費支出									
事業費支出									
借入金利息支出									
経理区分間繰入金支出									
經常支出計 (2)									
經常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)									
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入							
		施設整備等寄附金収入							
		固定資産売却収入							
	施設整備等収入計 (4)								
	支出	固定資産取得支出							
元入金支出									
施設整備等支出計 (5)									
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)									
財務活動による収支	収入	借入金収入							
		投資有価証券売却収入							
		借入金元金償還補助金収入							
		積立預金取崩収入							
		その他の収入							
	財務収入計 (7)								
	支出	借入金元金償還金支出							
		投資有価証券売却支出							
		積立預金積立支出							
		その他の支出							
流動資産評価減等による資金減少額等									
財務支出計 (8)									
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)									
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)									
前期末支払資金残高 (11)									
当期末支払資金残高 (10)+(11)									

事業活動収支計算書(公益事業) (自) 年 月 日 (至) 年 月 日  
(単位:千円)

事業活動収支計算書										
勘定科目			決算額	本部	施設	施設	施設	事業	事業	
決算 の 状 況	事業 活 動 収 支 の 部	収入	介護保険料収入 利用料収入 運営費収入 私的契約利用料収入 事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額 事業活動収入計(1)							
		支出	人件費支出 事務費支出 事業費支出 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 事業活動支出計(2)							
		事業活動収支差額(3)=(1)-(2)								
		事業 活 動 外 収 支 の 部	収入	収入借入金利息補助金 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入) 事業活動外収入計(4)						
			支出	借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損 事業活動外支出計(5)						
			事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)							
			経常収支差額(7)=(3)+(6)							
		特 別 収 支 の 部	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額 特別収入計(8)						
			支出	基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額 特別支出計(9)						
			特別収支差額(10)=(8)-(9)							
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)										
繰 越 活 動 収 支 差 額 の 部	繰越活動収支差額の部		前期繰越活動収支差額(12)							
			当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)							
			基本金取崩額(14)							
			基本金組入額(15)							
			その他の積立金取崩額(16)							
		その他の積立金積立額(17)								
		次期繰越活動収支差額 (18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)								

(7面)  
監事監査報告書

年 月 日

社会福祉法人  
理事長 様

以上、 年度の社会福祉法人 の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、と認めます。

監事 ⑩  
監事 ⑩

備考

- 1 「備考」欄は、記入しないこと。
- 2 「事業」の「その他」欄は、定款未記載事項を実施している場合又は定款記載事項を未実施の場合に、その現況と定款変更申請予定等について記入すること。
- 3 役員等の定数の欄の（ ）内には、現員を記入すること。
- 4 「理事会等への出席回数」欄には、前年度において理事会及び評議員会に現に出席した回数（代理、書面等による参加を除く。）を記入すること。
- 5 不動産の所有状況の評価額の欄には、帳簿価格を記載すること。ただし、担保提供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。
- 6 施設を設置しない社会福祉事業の会計は、「事業会計」により行うこと。
- 7 「施設会計」、「事業会計」、「公益事業会計」及び「収益事業会計」については、施設及び事業毎に作成し、記入すること。なお、上記の勘定科目に依ることが困難な事業の場合は、現に使用している科目名に変えて記入すること。
- 8 記名押印に代えて署名することができる。